



山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (19)

目 次

企業局関係 規 程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… 同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「経営企画担当」を「経営企画調整担当」に、「調整担当、発電管理担当」を「経営戦略推進担当、発電管理担当、発電施設担当」に、「調整担当、水道管理担当、工業用水道管理担当」を「経営戦略推進担当、水道施設管理担当、工業用水道担当」に改める。

第8条第2項中「前項第7号」を「前項第6号」に改める。

第11条の見出しを「(局長)」に改め、同条第1項中「及び参事」を削り、同条第3項を削る。

第19条第2項中「主任技師、副主任」を「主任主査」に改める。

第20条の表中

副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	を
-----	--------------------	---

「

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	に改める。
------	--------------------------	-------

」

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正)

2 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表本局の項中

「局長 参事」	を「局長」に改める。
------------	------------

別表8級の項中「又は参事」を削る。

(山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部改正)

3 山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程（昭和44年7月県企業管理規程第6号）の一部を次

のように改正する。

本則中「企業局参事」を「総務企画課長」に改める。

(山形県企業局職員審査会規程の一部改正)

4 山形県企業局職員審査会規程（昭和52年2月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「参事及び」を削る。

(山形県企業局安全衛生委員会規程の一部改正)

5 山形県企業局安全衛生委員会規程（昭和53年3月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、参事」を削る。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県企業管理者 高橋 広 樹

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第2項中「主務課長が、主務課長に事故があるときは、」を削る。

第8条中「参事、」を削る。

別表第1人事・サービスの項第1項中「、参事」を削り、同表財務の項第1項中「5,000万円」を「1億円」に改め、

同表財務の項第12項第16号イ中	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。	を	1件の予定金額が4,000万円以内のもの	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。	に改める。
	」			」		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県企業管理者 高橋 広 樹

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第134条中「こと及び」を「こと、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること及び」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 建設改良工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事を除く。以下この号において同じ。）の請負に係る競争入札 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者（以下「建設業許可業者」という。）であること（建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事の請負に係る競争入札にあつては、建設業許可業者で、その予定価格に応じて別に定める要件に該当する者であること。）。

別表第1固定負債の項の表中

「	特別修繕引当金					を
						」
「	特別修繕引当金					に改め、同別表収益の項の表
						」

中	「	」	」	他会計補助金	」を	
	「	」	」	国庫補助金 他会計補助金	」に改める。	
別表第2収益の項の表中	「	」	」			「(何)会計補助金 国庫補助金」を
	「	」	」	国庫補助金 他会計補助金 その他補助金	」に改める。	
別表第4収益の項の表中	「	」	」	駐車場収益 ゴルフ場事業収益	」	「駐車場料金 ゴルフ場収益」を
	「	」	「	駐車場事業収益 ゴルフ場事業収益	」	「駐車場料金 納付金 利用料金 納付金」に、
	「	」	」	雑利息	」を	
	「	」	「	補助金 雑利息 国庫補助金 他会計補助金 その他補助金	」に、	
	「	」	」	その他雑収益 有価証券売却益	」を	
	「	」	「	その他雑収益	」	に、「不用品売却原価」を「不用品売却収益」に改める。
別表第5収益の項の表中	「	」	」			「(何)会計補助金」を
	「	」	」	国庫補助金 他会計補助金 その他補助金	」に改める。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成29年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成29年4月1日発行 発行人 山形県